

## 第41回（令和3年度第1回）米子市男女共同参画推進審議会 会議概要

開催日時	令和3年7月15日（木） 午後3時30分から5時10分
開催場所	米子市立図書館 2階 第1・2研修室
出席委員	13人 赤澤委員、伊藤委員、大羽委員、片岡委員、権田委員、坂田委員、谷本委員、 治田委員、藤吉委員、美田委員、宮永委員、山本委員、和田委員
欠席委員	2人 石井委員、脇坂委員
事務局・職員	八幡総合政策部長、河田人権政策監、矢野課長、木嶋担当課長補佐、若林課長、 瀬尻課長、金川課長、永江課長、舟木課長補佐、上村主幹
開 会	（委嘱状交付） （部長あいさつ） （委員自己紹介）
議 事	（1）会長・副会長の選出について 会長に片岡委員、副会長に大羽委員を選出
片岡会長 事務局	（2）令和2年度米子市男女共同参画推進計画施策の実施状況について （令和2年度米子市男女共同参画推進計画施策の実施状況及び事前質問について説明） 事前質問：コロナ対策として、ひとり親世帯対象の緊急支援、市独自の支援施策について 回答：ひとり親世帯を対象に、児童扶養手当受給者に対する支援給付金を1世帯あたり3万円給付 事前質問：DV被害者の支援について 回答：コロナ感染拡大により仕事が奪われ、家族と一緒に過ごす時間や家庭にいる時間が増えたこと、経済的不安が高まったことからDVにつながるケースが多く、女性相談員を1名増員。またDV被害者による令和2年度の相談件数は令和元年度と比較して約2.3倍に急増。
権田委員	（質問）審議会等での参画の推進に関する取組内容と、令和2年7月に米子市地域防災計画に盛り込まれた具体的な視点について
八幡部長	委員等についてそれぞれの審議会の要綱で決まっている部分については、元の要綱からの見直しを各部に要請、最終確認の段階でも数字を上げるように努力をしていく。重点課題として現在取組を進行。
矢野課長	女性委員の登用率が届かない場合は事前協議を実施。改選の際の要綱等の見直しや、依頼先の団体との調整を促進。昨年は4月1日現在で40%に達していない各委員会を所管している部署に集中的に説明。次の対応策として、女性委員の割合が未達成の審議会については、改選時期を洗い出した後、改選時期の1～2か月前に所管の所属長に接触し、未達成の解消を依頼したい。

- 事務局 (地域防災計画について)  
○防災計画の記載  
避難所運営体制の整備として、老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮、女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応  
○避難所開設・運営マニュアルの作成
- 和田委員 「障がい者への支援」の就労継続支援の利用者に関する評価について、社会参加の定義が狭い。社会の中でどう活躍できるのかを考えていくべき。  
障がいのある方たちのことを考えることは、防災とかまちづくり、男女、全てに関係する。当事者から学ぶ、より実践的な取組がなされることを期待。
- 八幡部長 まずは就労と関係の社会参加に関するご指摘に関しては、担当所管課に伝え、来年度の資料作成について考えていきたい。地域共生社会の創造という視点については、本年度、組織を全面的に見直す作業に入っている。今年度末には一定の形を市民の皆さんにお示しできるように作業を進めている。
- 治田委員 講座や意見交換の場などをオンラインでできないか。難しいとすれば、どのようなリソースが足りないのか。  
ひとり親家庭の支援で母子生活支援施設については、緊急の需要に対応できるか。  
家庭内での家事分担について、ヤングケアラーへの支援の啓発も必要。相談窓口の設置だけではなく、親世代への支援と啓発が必要。
- 八幡部長 基本的に、男女共同参画に限らずあらゆるものがオンラインで進んでいる。スマート自治体の取組を進めているところ。あらゆる会議がオンラインでできるように米子市として進めていきたい。
- 瀬尻課長 米子市の母子生活支援施設が常時満杯ということについて、県内で倉吉・鳥取、県外で広島施設に委託。緊急の場合は、県内や松江市ぐらいいまで。  
ヤングケアラーについて、基本、県が窓口。本市では基本的にこども相談課で対応。家庭の中で様々な事情がある場合、幅広く、介護のことも合わせて相談に対応し、関係機関につなげている。
- 八幡部長 ヤングケアラーについて、社会問題になっているということで議会でも質問があった。窓口相談等は、どうしていくかが今後の課題と考えている。
- 片岡会長 コロナ禍でより一層経済的に困窮するひとり親家庭が増えているのということが心配。コロナの影響が特別な状況という観点から市民に向けて発信してほしい。  
障がい者の観点から言われた、「社会参加」という言葉。結局は職場進出であったり、「社会」という言葉を経済中心に見過ぎる傾向がある。男女共同参画推進は、どうやって人が生きやすい社会を作っていくといいのか、人権、平和、文化共生等の話で、経済の視点は違うのではないかというご指摘。もともと米子市は人権の観点から進めてきている。
- 片岡会長 (3) 米子市男女共同参画に関する市民意識調査の実施について  
事務局 (資料3 米子市男女共同参画に関する市民意識調査の実施について説明)

片岡会長 今年度、市民意識調査を実施。5年に1回実施。この調査結果で施策の男女共同参画推進の方向を判断する調査。経年変化で確認しているの、大きくは前回調査、前々回調査と同様。新しいテーマ、問題、課題も取り入れていく参考のため、課題等アイデアを出してほしい。

権田委員 コロナの影響の観点を盛り込んでみたらどうか。

大羽副会長 新しい項目について2点。

病院で看護師さんたちにコロナについての不安に関する調査を実施した。通常のストレス尺度では就労に関して、家族がいるほうが不安が低いが、今回の調査では、家族がいるために心配が増えていた。家族がどう影響して、それによって働き方がどう変わってきたか非常に重要。

DXについて、どれぐらい皆さんがICT技術とか、アプリを使うことができるのかという実態調査がほとんどない。今後、どの程度スキルを持っているのかは、社会にどれぐらいアクセスできるかの指標となる。

DXの政府の会議で、教育に関する委員が、100人中女性は若干名しかいない。男性の仕事みたいなのを植え付けられていないか。男女関係なく使えるというのを見ていったほうがいい。

片岡会長 様々なスキルが必要とされている中で、そのジェンダー差が見たいということ。

治田委員 基本的属性の“性別”には、どのような選択肢を予定しているか。

事務局 男性・女性・その他。

片岡会長 (4)「令和3年度男女共同参画推進課事業予定について」

事務局 (令和3年度男女共同参画推進課事業予定について説明)

大羽副会長 DVに関し「女性への暴力」とあったが、男性のDVの潜在的な相談のニーズ、男性の相談先も考えてほしい。

片岡会長 (5)「令和3年6月28日開催 米子人生大学公開講座「男女共同参画セミナーに係る市民からの苦情について」

事務局 (市民からの苦情について説明)

○市長及び審議会会長宛に書面で苦情を受け取った。

苦情内容：①講演の内容に関すること

②アンケート等を実施しなかったことから評価の仕組みについて

○米子市男女共同参画推進条例第17条第2項に該当。規定により関係機関と連携して適切な対応に努める。

○対象事業について説明

○アンケート実施については、速やかに改善する。

片岡会長 タイトルが「家庭の中のジェンダーについて」だったにも関わらず、それとは矛盾するようなお話しをされていたとして問題にされている。申立の方は、市の考え方なのか、男女共同参画推進審議会はそういう考え方で審議されているのか問われている。アンケートも質疑応答の時間もなかったことは改善して欲しいという要望。

審議会宛てにも文書が出ているので、再発防止の観点からご意見をいただきたい。

治田委員 (当日参加) 個人の意見として、概ねこの苦情に関して同意。再発防止していただきたい。発表の内容を1度確認するという事は、言論の自由と関わるので難しいかもしれないが、今後はあらかじめ内容の簡単なチェックができれば、こういうことが起きづらい。

片岡会長 この苦情に書かれていることについて、講演の中での文脈や意図がわからないため、良し悪しについては判断できない。ただ、書かれてあるようなことを私たちは推進してはいないし、こちらでは一切考えていない。

米子市の男女共同参画推進や人権施策の方針と一致しているかと問われると、ここに書かれているようなことは考えていないという答え。質疑応答がなかったことは考え直さなくてはいけない。事前に内容をチェックするというのは難しいが、講演というのはコミュニケーション。質疑応答とか、あるいはアンケート、対話があつてこそ学びや発展がある。

藤吉委員 鳥取県の家庭教育アドバイザーを務められているが、登録とか更新のプロセスがあるのか。また、米子市の担当課として今回のことをどのように受け止めているのか聞きたい。

八幡部長 登録の更新については、私どもの管轄ではないのでわからない。

今回のこの苦情について、まずは条例に基づいて対応をする。この苦情について真摯に受け止めて、関係機関とも連携して適切に対応していきたい。

片岡会長 この考えが正しいとか間違っているというのは、たとえその場にいたとしても判断は難しい。疑問を持ったなら、それを伝えて相手の考えを知るといった機会があることが大事。

和田委員 一度講演の内容の確認を、委員の中から抽出して一緒に確認されたい。目的に合う講師を選ばれると思うが、市が講師の方に伝えられると、それに合わせて準備をされたのかなと思った。この苦情については、お詫びをして欲しいということでは決してなくて、改善をして欲しいという苦情。

坂田委員 これは1人の方が意見を言われたということ。大事なことは、講師の先生には講師の先生の人生観や勉強があつて話されたこと。それを受け止める人は、またいろんな人生観で受け止めていかれる。みんな受け止め方で違うと思う。これは意見の1つであつて、これに対して市として、こういう考え方で講師の先生にお願いして、男女参画というのはこういうことなんだときちんとお話をされる材料にしていけばいい。

谷本委員 事前の打ち合わせが不足していたのではないかと。再発防止の観点から、事前の話し合いを重ねたほうがいい。アンケートをこれから実施されると思うが、良い意見でも悪い意見でもフィードバックをされたほうがいい。

美田委員 これは審議会と市に対して回答をくださいということだが、審議会として回答する義務があるのか。

八幡部長 基本的にこの苦情については、市としてはきちんと受けなければいけない

と考える。審議会にはそういう規定がないので取扱いについては会長さんと話をして考えなくてはいけない。ご意見をいただいたのだから、それを真摯に受け止めて対応をしたい。

美田委員 審議会としては、「このようなことがあったのなら本意ではありません」というふうな回答しかできない。質疑応答、アンケートについては回答する必要がない。講師が、謝罪するような話になったら、市や県からの講演依頼は2度と出たくないということになる。1つの意見としてである。

片岡会長 いずれにしても、「男女共同参画について審議会ではこう考える。」という答えしかできない。講演後の質疑応答やアンケートのフィードバックについて、あったほうが良い。今後活かしてほしい。一番大きな問題は、違う意見を言っていける場が閉ざされていてはいけないこと。審議会もいいとは思っていないので、改善していかなければいけない。

審議会は、例えばセミナーの開催についてこれから市民にこういう提案をしていこうということも話し合うことができる。良いアドバイス、アイデアがあれば出していただこうとお話した。

<閉会>